

全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車施策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決及び自転車の活用推進を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車施策に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 自転車の利活用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- (2) 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- (3) 自転車施策に係る講演、研修
- (4) 自治体相互及び関係機関との情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員及び賛助会員は、第2条の目的に賛同する次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 正会員 普通地方公共団体及び特別地方公共団体
- (2) 賛助会員 前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者

3 協議会は、別に定めるところにより、全国をブロックに分け、各ブロックを地区に分け、正会員をその所在地に応じて各ブロック及び各地区に位置付ける。

第2章 機関

(総会)

第5条 協議会の総会は、正会員の全員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 役員を選任に関する事
- (3) 事業報告及び事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、理事会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

3 会長（次条第1項第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、毎年1回定時総会を招集する。

4 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

5 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 役員は、正会員たる団体の長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、総会において1名を選任する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

2 副会長は、各ブロックにつき1名又は2名を、総会において選任する。ただし、会長の属するブロックについては、副会長を置かないことができる。

(理事)

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

(監事)

第10条 監事は協議会の会計を監査する。

2 監事は、会長、副会長及び理事の属する団体以外の正会員から2名を総会において選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて理事会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 顧問及び相談役の設置の承認に関する事項
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において、会長、副会長及び理事は、各1票の議決権を有し、監事は、議決権を有しない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員任期の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
(事務局)

第14条 協議会は、事務局を会長の属する団体に置き、必要な職員を配置する。

2 前項の職員は、会長の属する団体の職員をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて従たる事務局を会長の属する団体以外の団体に置くことができる。当該従たる事務局の職員は、当該団体の職員をもって充てる。

(会議)

第15条 総会及び理事会（以下「会議」という。）の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

2 会議は、議決権を有する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

3 会議に欠席（団体の長に代わって当該団体の他の職員が出席する場合を除く。）する者は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

4 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 補則

(会計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月13日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月24日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成8年5月23日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年5月17日から施行する。